

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
がと日
の翌日)

鳥取県告示第二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)

療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

定例教育委員会の招集(総務課)

◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)

◇雜 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福永医院	高郡青谷町大字青谷四三〇	平成三年十二月二十九日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八	平成四年一月一日
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九一一	"
田本歯科医院	米子市万能町九	"
家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇	"
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一一〇一一	"
有限会社こやま	鳥取市湖山町四一三七一四	"
米子中海病院	米子市彦名神社前一二五〇	平成四年一月五日
薬局西支店	平成三年十二月十六日	

サンフーマン

米子市東福原四九一十五

〃

健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸本直子	鳥国薬第七九六号	平成三年十二月十六日

鳥取県告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画学校の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐々木歯科医院	米子市祇園町二丁目二〇	平成四年一月六日

鳥取県告示第三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

次開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第三十二号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

3 平成4年1月24日 金曜日

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 郁 次

公 告

1 開発許可の年月日及び番号

平成3年十一月二日 鳥取県指令政都詔〔一〕第411号

2 開発区域に含められる地域の名称

鳥取市下段字横枕

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治九二八一

前川章三

鳥取県知事 西 尾 郁 次

1 平成3年度第3四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間 のもの	6月以内 え12月以 内のもの	6月を超 え14月以 内のもの	12月を超 え16月以 内のもの	14月を超 え18月以 内のもの	16月を超 え18月以 内のもの	合 計
	件 数	1	0	0	0	
						1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第

- 3 条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「法3条等届出日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成3年度第3四半期（10月～12月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成4年1月24日

平成4年1月24日 金曜日

鳥 取 県 公 報

(以下「事前商調協終了日」という。)まで

3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日(

以下「法5条等届出日」という。)から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

3 平成3年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日		事前説明終了日		事前商調協法3条等届出日		事前商調協法5条等届出日		合 計
	以前のもの	前のもの	以後事前説了日後法3出日以後事終了日後法出日以後のもの	明終了日以後5条等届出るもの	了日以前のもの	前のもの	もの	もの	
件 数	0	0	1	2	2	1	2	5	

雑 報

乙種第四類危険物取扱者試験

11 試験の日時及び場所

1 日時

平成四年二月二十九日(月) 十時から

2 場所

鳥取市東町一丁目111〇 鳥取県庁講堂

倉吉市越殿町一四〇九

倉吉市農業協同組合

米子市旗ヶ崎110310

米子食品会館

三 受験手続

1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

2 受験願書受付期間

平成四年二月三日(月)から同月二十一日(金)まで(郵送の場合
は、二月二十一日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 受験手数料

三千四百円を、所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災
課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

2 問合せ先

〒六八〇 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎八階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

(電話 ○八五七一二六一八三八九)

1 試験の種類

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉